

令和5（2023）年度

一般社団法人

ゆめが丘地区住民自治協議会

規 約

令和5（2023）年4月1日

一般社団法人ゆめが丘地区住民自治協議会

ゆめが丘地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、ゆめが丘地区市民センターと協働して、住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、安全で健康的な住みよいゆめが丘 {ゆめが丘2丁目自治会・ゆめが丘3丁目自治会・ゆめが丘4丁目自治会・ゆめが丘5丁目自治会・ゆめが丘6丁目自治会(以下「5自治会」という)} 地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を、ゆめが丘地区住民自治協議会(以下「協議会」という)と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市ゆめが丘六丁目6番地 ゆめが丘地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、ゆめが丘地域内とする。ただし、他地区の住民自治協議会と協力、連携して活動する場合はこの限りでない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育文化福祉交流活動
- (2) スポーツ健康活動
- (3) 生活環境活動
- (4) 広報総務活動
- (5) その他役員会で決定した目的達成のために必要な活動

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 5自治会に居住する住民

- (2) 5自治会に住所地を置く事業所
- (3) 5自治会で活動する団体
- (4) その他協議会会長及び自治会長が必要と認める者

2 次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称する）は協議会の会員となることができない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋
- (7) 社会運動標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずるもの

（役員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
会計	1名
書記	1名
監事	2名

- 2 会長・副会長・事務局長・会計・書記・委員長を役員とする。
- 3 役員の外に5自治会から選出された若干名の理事をおく。
- 4 5自治会から選出された理事は総会及び定例会に出席し、協議会の運営に携わる。
- 5 会長・副会長・監事及び理事は、総会において選出する。
- 6 事務局長・会計・書記は、総会の同意を得て会長が任命する。

（役員の仕事）

第8条 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は予め定めた順位の者がその職務を代行する。
- (3) 事務局長は協議会の事務を統括する。
- (4) 会計は協議会の会計事務を処理する。
- (5) 書記は会長が招集した会議について議事録を作成し、その文書の保管・管理を行う。
- (6) 監事は協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会において監査報告を行う。

(役員任期)

第9条 前条の役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし5年を越えることはできない。

2 欠員により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会・役員会・定例会及び各委員会（以下「会議」という。）とする。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は、過半数以上の役員又は理事の出席がなければ開催することができない。

2 会議を開催する場合は、開催日時・場所及び議題について事前に周知することを原則とする。

3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長・副会長または委員長の決するところによる。

4 会議に出席できない役員又は理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。

(総会)

第12条 総会は役員及び理事をもって構成する。

2 総会は年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員及び理事の3分の1以上の請求があった場合に臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会の議長は副会長の中から総会において選出する。

5 総会は次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画
- (2) 事業計画・予算及び決算に関すること
- (3) 会長・副会長・監事及び理事の選出
- (4) 事務局長・会計・書記の任命同意
- (5) その他重要事項に関すること

(役員会)

第13条 役員会は役員、各委員長で構成し、定例会において諮るべき事項を審議・決定する。

1 役員会は必要に応じて会長が招集する

(定例会)

第14条 定例会は役員・理事及び5自治会の役員で構成し、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議・決定する。

1 定例会は原則として毎月1回開催し、会長が招集する。

2 定例会の議長は副会長が行う。

(委員会)

第15条 総会及び定例会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に委員会を置く。

2 委員会の委員は、会長を除く役員のほか5自治会から推薦された者により構成する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員会は以下の4つとする。

- (1) 教育文化福祉交流委員会
- (2) スポーツ健康委員会
- (3) 生活環境委員会
- (4) 広報総務委員会

5 各委員会に委員の中から選出した委員長を置く。

6 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

7 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員会の全体会議は会長が招集する。

第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は、会費・伊賀市交付金・指定管理料及びその他の収入をもって充てる

2 協議会の会費は一世帯（一事業所・一団体等）当たり年額1,500円とする。

3 協議会の会計年度は当年4月1日から翌年3月31日とする。

第17条 役員の報酬は、協議会の予算に定めた範囲内で役員会において決定する。

第5章 その他

(規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

第19条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

2 役員は、役員会において不信任が議決された場合は解任されるものとする。

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し決定が必要な事項は会長が別に定例会に諮るものとする。

附 則

この規約は、平成18年1月29日から施行する。

附 則

1、この規約は、令和3年度の総会において議決されたときから施行し、令和3年4月1日から適用する。

2、第9条第1項ただし書きの規定は、令和3年度の総会において選出及び任命された役員から適用する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1、この規約は、令和5年度の総会において議決されたときから施行し、令和5年4月1日から適用する。